

## 随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	H 2 1 常陸河川国道道路許認可審査・適正化指導業務
業 務 概 要	①道路の不正使用・不正占用の指導取締り ②各種占用申請の審査・指導 ③境界確認申請の審査・現地立ち会い ④特殊車両申請の審査・指導取締り ⑤現地調査及び資料の整理、報告等
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 児玉 好史 茨城県常陸太田市木崎一町700-1
契 約 年 月 日	平成21年4月1日
契 約 業 者 名	H 2 1 常陸河川国道道路許認可審査・適正化指導業務関東建設弘済会・中央技術設計共同体
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区大手町2-6-2
契 約 金 額	33,075,000円(税込み)
予 定 価 格	33,589,500円(税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、常陸河川国道事務所管内、水戸国道出張所管内で実施する、道路の不正使用・不法占用の指導取締り、各種占用申請の審査・指導、境界確認申請の審査・現地立ち会い、特殊車両申請の審査・指導取締り等を行うものである。</p> <p>本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術職員の経験及び能力、業務の実施方針及び手法などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。</p> <p>H 2 1 常陸河川国道道路許認可審査・適正化指導業務関東建設弘済会・中央技術設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った者であり、上記業者と契約を締結するものである。</p> <p>適用法令 会計法 第29条の3第4項 予決令 第102条の4第3号</p>
業 務 場 所	常陸河川国道事務所
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 ( 自 )	平成21年4月1日
履 行 期 間 ( 至 )	平成22年3月31日
備 考	入札情報サービス ( P P I ) ( <a href="http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx">http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx</a> ) にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

## 備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。